

部分休業制度の拡充等について

1 目的

子を養育する職員の柔軟な働き方を一層推進するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正（令和6年5月31日公布、令和7年10月1日施行）に伴い、所要の措置を行う。

また、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」（以下「育児休業法」という。）の一部改正（令和7年1月8日公布、令和7年10月1日施行）に伴い、部分休業制度を拡充する。

2 育児・介護休業法の一部改正に伴う対応

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、以下の措置が事業主に義務化される。（なお、以下の措置については、「妊娠報告時面談」など現状対応済み。）

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に関する当該職員の意向確認
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

以上の内容を踏まえ、「東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正する。

3 育児休業法の一部改正に伴う対応

部分休業については、育児休業法において、取得に係る子の対象年齢が定められている（常勤は小学校就学の始期に達するまでの子、非常勤は3歳に達するまでの子）。そのような中、非常勤職員の子の対象年齢について、現行の「3歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」（常勤同様）に拡大される。

また、部分休業の取得について、現行の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員はいずれかの形態の選択が可能となる（いずれの形態についても無給）。

以上の内容を踏まえ、「東京都台東区職員の育児休業等に関する条例」を改正する。

（イメージ）

【現行】	【改正後】
 <p>2 h</p>	 <p>2 h</p>
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
	 <p>1 h以上（1日単位で取得することも可）</p>
	②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
	職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- ・上記②の付与時間については、常勤は77時間30分、非常勤は1日あたりの勤務時間に10を乗じた時間とする。なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間の付与時間は、常勤は38時間45分、非常勤は1日あたりの勤務時間に5を乗じた時間とする。

4 改正する条例

- ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（育児・介護休業法一部改正に対応）
- ・職員の育児休業等に関する条例（育児休業法一部改正に対応）

5 今後の予定

令和7年 8～9月 システム改修、庁内周知
10月 制度運用開始

第51号議案 東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第16条の6 任命権者は、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月台東区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想</u></p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第52号議案 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条<u>第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)</p> <p>(<u>第1号部分休業</u>の承認)</p> <p>第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 東京都台東区職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年10月台東区条例第38号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業、勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第1</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条<u>第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(<u>部分休業</u>の承認)</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 東京都台東区職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年10月台東区条例第38号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業、勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第1</p>

8条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該高齢者部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき

8条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該高齢者部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

<p><u>当該残時間数</u></p> <p><u>2 勤務時間条例第16条の3第1項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。</u></p>	
<p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p>	(新設)
<p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。)に10を乗じて得た時間</u></p>	(新設)
<p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情</u></p>	(新設)

とする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東京都台東区職員の給与に関する条例(昭和26年9月台東区条例第13号。以下「給与条例」という。)第14条第1項、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月台東区条例第3号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月台東区条例第12号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては報酬額)を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東京都台東区職員の給与に関する条例(昭和26年9月台東区条例第13号。以下「給与条例」という。)第14条第1項、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月台東区条例第3号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月台東区条例第12号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては報酬額)を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の東京都台東区職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。